

平成29年度 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業)
採択審査基準

平成29年7月11日
一般社団法人温室効果ガス審査協会

1. はじめに

「ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業実施要領」第3(6)に基づき、一般社団法人温室効果ガス審査協会(以下「協会」という。)は、公正かつ透明性が確保された手続きにより間接補助金交付先の採択を行うため、委員会を設置し、採択に関する審査基準を当該委員会の承認を受けて作成しました。

協会は本審査基準に基づいて間接補助金交付先の採択を行います。

2. 事業の目的

本事業は、農業法人等が低炭素型の農業を推進するため省CO₂化に取り組む計画を策定し、当該計画に基づいて農業者に対してヒートポンプ設備等の導入を進める事業に対し、当該設備を導入するために要する費用の一部を補助することにより、農業分野の低炭素化を図ることを目的としています。

3. 審査基準の概要

間接補助金交付先の採択に際しては、提出された提案書の内容について以下の視点から審査します。なお、審査に際して、応募者にヒアリングを実施する場合があります。また、審査結果より付帯条件を付すこと、あるいは申請された計画の変更を求めることもあります。

(1) 基礎審査

提出された応募申請書に対して、以下の項目等について協会において書類審査を行います。そのうえで、すべての項目を満たしている提案については、(2)の評価審査に進みます。いずれかの項目を明らかに満たしていない提案は不採択となります。

- ①公募要領や交付規程に定める各要件を満たしていること。
- ②必要な書類が添付されていること。
- ③書類に必要な内容が記載されていること。
- ④事業を確実に実施できる経理的基礎を有すること又は事業実施のために必要な資金調達に係る確実な計画を有していること。

(2) 評価審査

次に評価審査として、以下の各審査項目に関する評価案を協会が作成し、これを踏まえて委員会が評価を行います。また、評価審査は「ヒートポンプ等を活用した低炭素型農業推進事業」及び「省エネルギー型農業機械導入促進事業」の補助事業毎に行います。

〔審査項目〕

- ア 事業計画の妥当性 (10 点)
- イ 事業の公益性及び資金回収・利益の見通し (20 点)
- ウ 事業のモデル・実証的性格及び波及効果 (10 点)
- エ 今後の活用・展開の見通し (10 点)
- オ 事業の効果の算定 (25 点)
- カ 実施体制の妥当性 (5 点)
- キ 資金計画の妥当性 (10 点)
- ク 設備の保守計画の妥当性 (5 点)
- ケ 実施スケジュールの妥当性 (5 点)

以上